青梅市幼児教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症対応フローチャート（園児用）

Ⅰ　園児に疑わしい症状がある場合

令和2年8月5日

(1) 保育所内での初動対応
・園児は別室で隔離処置
・医療機関を受診（事前に連絡）

結果を園へ報告するよう保護者へ伝える

関係機関に連絡

～結果が出るまで保育所が行うこと～
・同様の症状の園児/職員の把握
・症状が出現2日前からの園児の登園および職員の出勤のリストを作成
　主に同室内にいた園児や職員、合同保育の時間など園内の動きをリスト
　と併せて書き出す
・検査結果が出るまで、対象児のクラスと他のクラスの園児の接触を最小限にする

(2) 園児が検査対象者に該当した場合
・指定医療機関等でPCR検査を受ける

「陰性」と判明した場合

症状消失後登園可（解熱後24時間経過）

「陽性」と判明した場合

医療機関もしくは感染者宿泊施設へ

・休園措置：7日間（子育て推進課の指示による）
・在園児の保護者への連絡
・施設消毒（72時間経過後に実施）
・感染者とその保護者のプライバシーに配慮した情報提供
　→事実を速やかに情報提供する
※濃厚接触者がいない場合（感染期間に登園していない場合）は休園しない

(3) 濃厚接触者の調査（西多摩保健所による対応）
・園児・職員の濃厚接触者の判定
・濃厚接触者に対するPCR検査実施

園児/職員に複数のPCR検査陽性者が発生

クラスター発生

・休園：子育て推進課で判断
・消毒：保健所の指示により実施

PCR検査陰性

・濃厚接触者の園児/職員
・14日間の自宅待機（健康観察）
・解除は保健所の指示

＜休園措置中＞
・園閉鎖後72時間経過後に、濃厚接触者でない職員により消毒を実施（西多摩保健所の指示に基づき実施）
・7日間の休園
※開園までのイメージ
　休園決定：1日（月）→休園：2日（火）～8日（月）→自宅待機：2日（火）～4日（木）→消毒：5日（金）→経過観察（休み）：6日（土）～7日（日）→開園準備：8日（月）→開園：9日（火）
　（注）濃厚接触者以外の保育士の人数により異なる
・発症から14日間の全在園児/職員の健康状態を把握